

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	N Cホールディングス株式会社		コード	6236
提出日	2021/6/28	異動（予定）日	2021/6/22	
独立役員届出書の提出理由	6月22日開催の株主総会にて、独立役員の資格を満たす者が新たに選任されたため。 (株主提案が提出されていたため、最終的に役員構成がどうなるか事前には不明)			
☒ 独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	片山 卓朗	社外取締役	○										○					有
2	高田 明夫	社外取締役	○												○			有
3	藤枝 政雄	社外取締役	○												○			有
4	松木 謙一郎	社外取締役	○												○	新任		有
5	高橋 浩司	社外取締役	○												○	新任		有
4	橋本 泰	社外取締役	○												○	新任		有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	片山卓朗氏は弁護士であり、当社の法務に関する助言を受けるべく顧問契約を締結いたしました。 役員報酬とは別に顧問料を支払うこととなりますが、その額は些少でありますので、独立役員としての独立性に影響はないものと判断いたしております。	片山卓朗氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しており、企業法務の分野を中心に、企業買収、企業再建などに関する相当程度の知見を有し、社外取締役として職務を遂行していただけると判断いたしました。 同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。加えて、当社の社外取締役としての地位以外に、弁護士としての主たる職業を有していることおよびその社会的地位から責任のある行動が期待されることなどから、一般の株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有するものと判断し、独立役員に指定いたしました。
2	—	高田明夫氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しており、企業法務の分野を中心に、法令およびリスク管理などに関する相当程度の知見を有し、社外取締役として職務を遂行していただけると判断いたしました。 同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。加えて、当社の社外取締役としての地位以外に、弁護士としての主たる職業を有していることおよびその社会的地位から責任のある行動が期待されることなどから、一般の株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有するものと判断し、独立役員に指定いたしました。
3	—	藤枝政雄氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見および経験を有しており、社外取締役として職務を遂行していただけると判断いたしました。 同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。加えて、当社の社外取締役としての地位以外に、公認会計士としての主たる職業を有していることおよびその社会的地位から責任のある行動が期待されることなどから、一般の株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有するものと判断し、独立役員に指定いたしました。
4	—	松木謙一郎氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、大手公認会計士事務所勤務経験のある公認会計士として、多くの事業法人の経営コンサルティングを行ってきた経験と実績、幅広い知識から、社外取締役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断しました。 同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。加えて、当社の社外取締役としての地位以外に、公認会計士としての主たる職業を有していることおよびその社会的地位から責任のある行動が期待されることなどから、一般の株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有するものと判断し、独立役員に指定いたしました。
5	—	高橋浩司氏は、大手都市銀行において、主に法人営業および融資部門の管理職等に就任した後、現在は東京都の創業支援事業やコンサルティング会社の代表を務めておられます。経営支援に係る豊富な経験と中小企業診断士としての見識を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。 同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。加えて、当社の社外取締役としての地位以外に、中小企業診断士としての主たる職業を有していることおよびその社会的地位から責任のある行動が期待されることなどから、一般の株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有するものと判断し、独立役員に指定いたしました。
6	—	橋本泰氏は、大手金融会社にて法人営業などを経験後、上場会社を含む多くの企業の取締役を歴任し、現在は自ら設立した会社を運営しています。これら事業会社の経営に従事した経験を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。 同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。加えて、当社の社外取締役としての地位以外に、会社経営者としての主たる職業を有していることおよびその社会的地位から責任のある行動が期待されることなどから、一般の株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有するものと判断し、独立役員に指定いたしました。

4. 補足説明

なし

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を満たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。